

文珠福社会 役員等報酬・退職金及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人文珠福社会の役員等の報酬・賞与・退職金及び旅費に関し、支給の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2. この規定において役員等とは、役員及び評議員をいう。

3. この規定において、役員等の区分とは理事長、業務執行理事（専務・常務）、常勤理事、非常勤理事、非常勤監事および非常勤評議員の別をいう。

4. この規定において、報酬等とは、報酬、賞与、退職金及び功労金をいう。

(役員理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等報酬は別表に定める、支給基準の通りとする。

2. 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	無報酬	無報酬

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	無報酬	無報酬

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬及び退職金)

第5条 報酬及び退職金支給は別表に定める、支給基準の通りとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より適用する。